保育所入所のご案内

令和 **9** 年度版

保育所・地域型保育事業・認定こども園（保育部分）



おねがい

この案内には、保育所等を利用するにあたっての手続きについて重要なことを記載しています。よくお読みになったうえで必要な手続きを行ってください。

ご案内は大切に保管してください。

●案内に関するご質問はこちら

〒３４９－０２１５　白岡市千駄野４４５番地　はぴすしらおか１階

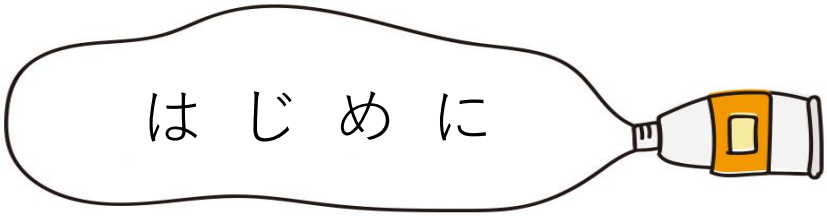
白岡市役所　健康福祉部　こども保育課　保育担当

℡０４８０－３１－９０９６

白　岡　市

令和８年９月

はじめに



保育の目的とは

保育所は、保護者（父母）の就労や、病気などの理由により、家庭で保育することができない就学前の児童を保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。

幼児教育や小学校の入学準備として集団生活に慣れさせる目的での入所はできません。

もくじ

１　はじめに確認いただきたい重要なこと・・・・・・・・・２
２　市内の保育施設等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・３
３　令和９年度新規受入予定児童数・・・・・・・・・・・・５
４　市内の幼稚園等での預かり保育事業について・・・・・・６
５　利用申込の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
６　支給認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
７　申込時に必要なもの・・・・・・・・・・・・・・・・１０
８　保育の必要性を確認するための資料・・・・・・・・・１２
９　育児休業中のかた・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
１０　申込受付期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
１１　利用調整について・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
１２　利用者負担額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
１３　白岡市外の保育所等を希望する場合・・・・・・・・・２３
１４　白岡市外にお住まいで白岡市内の保育所等を希望する場合　・・２３
１５　よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
～各様式～
（参考）保育所入所選考基準表・・・・・・・・・・・・・２６
支給認定申請書兼保育所等利用申込書・・・・・・・・・２８
就労証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
児童の健康状態に関する確認書・意向確認書・・・・・・３６
重要事項同意書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
家庭保育室等在園証明書・・・・・・・・・・・・・・・・４０
求職活動誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

1　はじめに確認いただきたい重要なこと

（1）令和９年度４月以降入所の一次受付期間について

詳細は１６ページを必ず確認してください。

令和９年度４月以降入所

【一次受付】

受付期間：令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月１３日（金）まで

※　土・日曜日、祝日を除く

受付時間：９時から１６時３０分まで

※受付場所は、はぴすしらおか１階こども保育課窓口となります。

（2）ならし保育について

ならし保育は、利用開始日から行います。お子さんの年齢や保育所によって期間や内容が異なりますので保育所に確認してください。家庭や職場等と調整のうえ、利用開始月を検討してください。

（3）地域型保育事業所を卒園し、３歳以降も保育所を希望する場合について

２歳クラスで卒園となり、３歳以降も保育所を希望される場合も申請が必要となります。その際は優先度を高くして利用調整を行いますが、必ず希望する保育所に入所できるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

（4）申請書類については、必ず写しをとってください。

保育所入所に関する申請書類については、育児休業を延長する場合に必要となりますので、申請前に必ず申請書類一式についてコピーを取り、ご自身で保管してください。

（5）白岡市外にお住まいで白岡市内の保育所等を希望する場合について

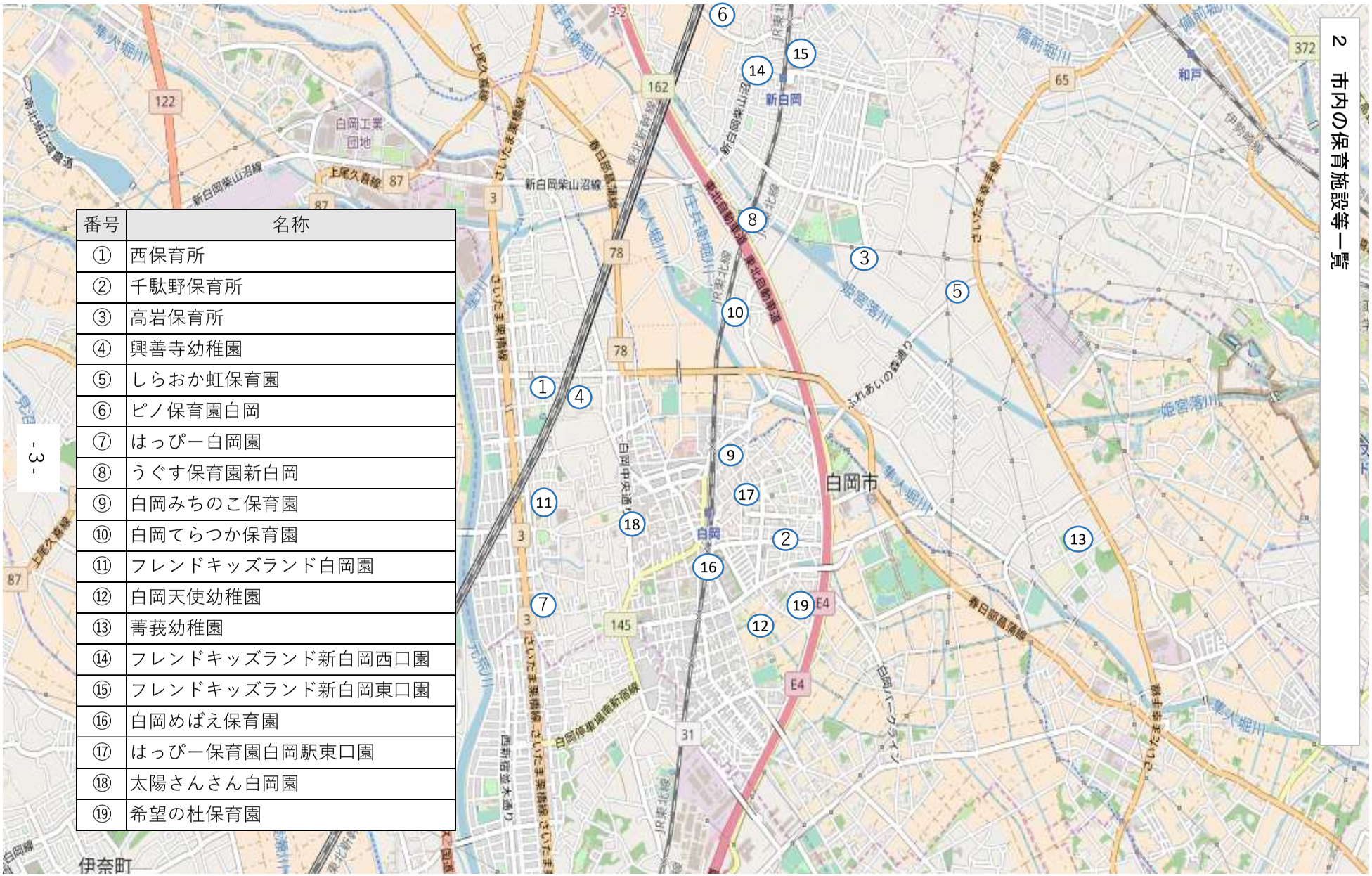
受け入れ要件を確認し、条件に合致しているかを確認してください。

要件の詳細については、２３ページをご覧ください。

（6）保育施設の利用にあたっては、「こども誰でも通園支援事業」との併用はできません。

保育施設入所が決定した場合には、「こども誰でも通園支援事業」の利用申請の取下げ手続きを行ってください。

2　市内の保育施設等一覧



番号	名称
①	西保育所
②	千駄野保育所
③	高岩保育所
④	興善寺幼稚園
⑤	しらおか虹保育園
⑥	ピノ保育園白岡
⑦	はっぴー白岡園
⑧	うぐす保育園新白岡
⑨	白岡みちのこ保育園
⑩	白岡てらつか保育園
⑪	フレンドキッズランド白岡園
⑫	白岡天使幼稚園
⑬	菁莪幼稚園
⑭	フレンドキッズランド新白岡西口園
⑮	フレンドキッズランド新白岡東口園
⑯	白岡めばえ保育園
⑰	はっぴー保育園白岡駅東口園
⑱	太陽さんさん白岡園
⑲	希望の杜保育園

名称	電話番号	所在地	定員	受入年齢	開所時間※1（延長保育時間を含む）※2	
					月～金	土
公立保育所						
西保育所	92-1690	西 6-10-3	71	1 歳児～就学前	7:00～19:00※3	
千駄野保育所	92-1303	千駄野 880	90	10 か月～就学前		
高岩保育所	92-7582	高岩 2227-1	72	1 歳児～就学前		
幼保連携型認定こども（**令和９年４月開所予定（定員及び開所時間は予定となります）**）						
興善寺幼稚園	31-7109	白岡 972-1	79	12 か月～就学前	7:30～19:00	8:00～15:00
私立保育所（**●の施設は、令和９年４月開所予定（定員及び開所時間は予定となります）**）						
しらおか虹保育園	31-7750	上野田 1252-1	90	6 か月～就学前	7:00～19:00	7:00～18:00
ピノ保育園白岡	90-4152	野牛 643	90	57 日目～就学前	7:00～20:00	
はっぴー白岡園	91-0881	西 1-12-4	90	6 か月～就学前	7:30～19:00	
うぐす保育園新白岡	91-0880	新白岡 6-12-1	90	57 日目～就学前	7:00～19:00	7:30～18:30
白岡みちのこ保育園	53-5313	小久喜 1213-1	90	57 日目～就学前	7:00～19:00	
●白岡てらつか保育園	未定	寺塚 45-1	90	0 歳児～就学前	7:00～19:00	
●フレンドキッズランド白岡園	未定	西 4-4-1	90	0 歳児～就学前	7:00～19:00	
幼稚園型認定こども園						
白岡天使幼稚園	90-1621	小久喜 618-1	90	3 歳児～就学前	7:30～18:30	8:00～15:00
菁莪幼稚園	92-1309	下野田 831-2	60	3 歳児～就学前	7:30～18:30	8:00～15:00
地域型保育事業※4						
フレンドキッズランド新白岡西口園	38-6632	新白岡 7-15-4	19	6 か月～２歳	7:30～19:30	7:30～13:30
フレンドキッズランド新白岡東口園	48-7432	新白岡 4-6-13 ルネ新白岡駅前１階	19			
白岡めばえ保育園	93-2065	小久喜 874-1 新和ビル１階	19	4 か月～２歳	7:00～20:00	7:30～18:30
はっぴー保育園白岡駅東口園	93-1881	小久喜 1130 付近	19	6 か月～２歳	7:30～19:00	
太陽さんさん白岡園	53-7361	白岡 1138-1	19	2 か月～２歳	7:00～18:30	
希望の杜保育園	53-7881	千駄野 1211-1	19	6 か月～２歳	7:30～19:00	7:30～15:30

※１　開所時間については、１日当たり利用可能な延長保育時間を含む最大保育時間を示していますが、保護者の勤務時間や通勤時間等を考慮した必要最小限の時間を保育します。

※２　延長保育を利用した場合、通常の保育料とは別に利用料が発生する場合があります。施設によって保育時間や金額が異なりますので、直接施設へご確認ください。

※３　公立保育所の土曜日保育については、千駄野保育所での共同保育となります。西・高岩保育所在籍中の場合は、千駄野保育所への送迎となります。

※４　地域型保育事業は、１９人以下の少人数の保育により、０歳から２歳までの乳幼児を預かる施設です。

3　令和９年度新規受入予定児童数

令和９年度の各保育施設における入所児童数の予定数は以下のとおりです。

（令和８年９月１日現在）

施設名	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
西保育所	―	5	0	9	2	0
千駄野保育所	0	12	0	1	0	0
高岩保育所	―	6	0	8	1	2
興善寺保育園※1	3	7	0	8	20	20
しらおか虹保育園	8	1	0	0	0	1
ピノ保育園白岡	9	8	0	0	0	0
はっぴー白岡園	6	6	0	8	1	0
うぐす保育園新白岡	9	4	1	2	0	0
白岡みちのこ保育園	9	3	0	0	0	0
白岡てらつか保育園※2	5	17	17	17	17	17
フレンドキッズランド白岡園※2	6	12	15	19	19	19
白岡天使幼稚園	―	―	―	30	3	1
菁莪幼稚園	―	―	―	20	9	9
フレンドキッズランド新白岡西口園	3	5	0	―	―	―
フレンドキッズランド新白岡東口園	3	5	0	―	―	―
白岡めばえ保育園	2	7	0	―	―	―
はっぴー保育園白岡駅東口園	3	5	0	―	―	―
太陽さんさん白岡園	3	5	0	―	―	―
希望の杜保育園	6	0	1	―	―	―

この数値は令和８年９月１日現在の入所児童数から推計した見込値です。

令和９年度時点での各施設における保育士等の配置により、受入児童数に増減が生じる場合があります。

※１　興善寺幼稚園については認定こども園化の際の保育認定の子どもの予定定員数を記載しています。

※２　白岡てらつか保育園・フレンドキッズランド白岡園については、認可予定定員数を記載しています。

4　市内の幼稚園等での預かり保育事業について

幼稚園及び認定こども園の教育部分では、正規の教育時間の前後に在園児をお預かりしている幼稚園があります。

年間の預かり保育実施日数などは、各園により異なりますので、詳しくは、直接各幼稚園にお問い合わせください。

★　預かり保育実施概要（令和９年度）

幼稚園名	実施日	開始前	正規の 教育時間等	終了後
興善寺幼稚園	月～金	7:30～9:00	9:00～14:00	14:00～19:00
白岡天使幼稚園	月～金	7:30～8:30	8:30～14:00	14:00～18:30
杉の子幼稚園	月～金	－	8:30～14:00	14:00～17:30
菁莪幼稚園	月～金	7:30～8:30	8:30～14:00	14:00～18:30

★　各園のお問合せ先等

幼稚園名	住所	電話番号
興善寺幼稚園	白岡市白岡 972 番地 1	31-7109
白岡天使幼稚園	白岡市小久喜 618 番地 1	90-1621
杉の子幼稚園	白岡市新白岡 5 丁目 2 番 14	92-7286
菁莪幼稚園	白岡市下野田 831 番地 2	92-1309

市内認定こども園・幼稚園位置図



5　利用申込の流れ

★必要書類を揃えてこども保育課窓口へ申し込んでください。
様式はホームページからダウンロードできます。
・郵送受付は行っておりません。
・不備がある場合や受付締切日を過ぎた場合受付できません。
・受付順は選考に影響はありません。

必要書類等の準備
（p10~13）

↓

支給認定及び保育所利用申込

↓

利用調整
（p17~18）

↓

利用調整結果及び支給認定通知

★保留の場合
・**最初の利用月のみ**「入所保留通知書」を送付します。追加で必要な場合「保留証明書」を発行いたします。詳しくはお問合せください。
・令和１０年３月までは毎月利用調整の対象です。ただし、「求職活動」等認定期間に定めがある場合、認定期間内に限ります。引続き選考を希望の場合再度申込みをする必要があります。
・翌月以降**入所が内定した場合のみ電話**でご連絡します。

↓

面接または
説明会

↓

入所承諾・保育料決定通知

★内定の場合
・通知がお手元に届きましたら保育所にご連絡してください。保育所と面接または説明会を行います。
・内定を辞退したい場合は、速やかにこども保育課へご連絡ください。
・面接結果により集団保育が困難と判断された場合、入所できない場合があります。

↓

保育所利用開始

利用開始日からならし保育が始まります。期間は、子どもの状況や保育施設等により異なります。

6　支給認定について

（1）支給認定とは

保育所等の利用を希望する場合に必要な手続きで、保育・教育サービスを受けていくために必要な保育の必要性や必要量を判定するものです。

４月利用の場合は、利用に向けた認定事務が集中するため審査に時間を要することから１月上旬を目安に交付します。

（2）支給認定の種類

お子さんの年齢によって認定区分が分かれ、区分により利用できる施設が異なります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
２号認定	満３歳以上の小学校就学前子どもで保護者の就労等により保育の必要性があるもの	認定こども園 保育所
３号認定	満３歳未満の小学校就学前子どもで保護者の就労等により保育の必要性があるもの	認定こども園 保育所 地域型保育事業

（3）保育の必要量

２号・３号認定は、保育の必要性の事由により「保育標準時間」「保育短時間」のいずれかとなります。

「保育標準時間」は、１日の保育時間の最長が１１時間となります。

「保育短時間」は、１日の保育時間の最長が８時間となります。

保育を必要とする事由	保育標準時間 （最長１１時間利用）	保育短時間 （最長８時間利用）
①就労 （内職・自営を含む）	週4日以上かつ月120時間以上の労働を常態としている	週4日以上かつ月64時間以上の120時間未満の労働を常態としている
②妊娠・出産	すべてのかたが保育標準時間	*********
③疾病・障がい	保護者の利用希望（申請）に基づいて決定します	
④介護・看護	保護者の利用希望（申請）に基づいて決定します	
⑤災害復旧	すべてのかたが保育標準時間	*********
⑥就学	保護者の利用希望（申請）に基づいて決定します	
⑦求職活動	*********	すべてのかたが保育短時間
⑧児童虐待・ＤＶの恐れ	すべてのかたが保育標準時間	*********
⑨育児休業中の継続利用	*********	すべてのかたが保育短時間

【注意事項】

※１　「妊娠・出産」を保育を必要とする事由として、保育所に入所された場合には、入所中に「就労」「就学」「求職活動」の各事由への変更はできません。

※２　パート・アルバイト等の不定期就労の方については、雇用契約時間だけではなく、過去の就労実績を確認し、保育の必要量について認定いたします。

（４）保育時間

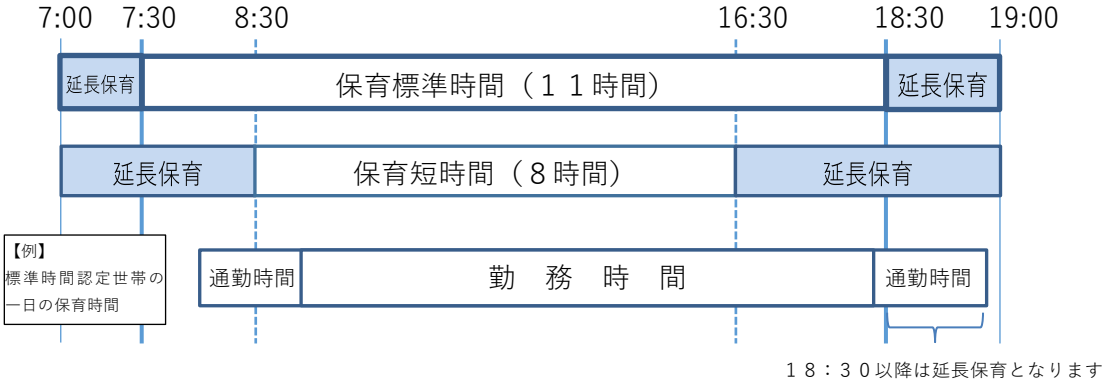
「保育標準時間」「保育短時間」のどちらの区分で認定されているかによって、利用できる時間が異なります。各保育所によって開所時間は異なりますので、施設一覧をご確認ください。

【保育時間とは】

保育施設でお子様をお預かりする時間のことです。保育時間は、保護者の方がお子様を保育所に預け、就労等を行った後、保育所に迎えに来るまでの合理的な時間を指します。

（参考）

7:00～19:00 開所の保育園



※保育時間を超えての利用は「延長保育」となります。

（５）支給認定の変更

支給認定後、次のような変更があった際には「支給認定変更申請書」または「支給認定変更届出書」、その証明となる書類の提出及び「支給認定証」の返還が必要になります。各様式はこども保育課窓口または市ホームページから取得できます。原則翌月１日付の変更となります。

「支給認定変更申請書」の提出が必要な場合

１　保育に必要な事由が変わるとき（就労→育児休業、求職活動→就労など）

２　保育の必要量が変わるとき（標準時間→短時間）　など

「支給認定変更届出書」の提出が必要な場合

１　保護者氏名が変わるとき（結婚・離婚など）

２　住所が変わるとき　など

※支給認定証を破損したり、紛失したりしている場合は、再発行の申請をしていただく必要があります。その場合は「支給認定通知書再交付申請書」を提出してください。

7　申込時に必要なもの

<table>
<tr><th>提出書類
チェック欄</th><th>No</th><th>必要書類</th><th>内　容</th><th>関連
ページ</th></tr>
<tr><td>□
※必須</td><td>❶</td><td>支給認定申請書兼保育所等利用申込書</td><td>・入所希望のお子さん１人につき１部</td><td>28～31ページ</td></tr>
<tr><td>□</td><td>❷</td><td>マイナンバー</td><td>保育所入所申込みの際には、
■世帯構成員分の個人番号（マイナンバー）確認書類
■申請者の本人確認書類
の提示が必要となります。
<table>
<tr><th>必要なもの</th><th>具　体　例</th></tr>
<tr><td>番号確認書類</td><td>個人番号カード、通知カード等
※無い場合は、受付時にお申し出ください</td></tr>
<tr><td>本人確認書類</td><td>次の⑴又は⑵のいずれかが必要です。
⑴　運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書、障害者手帳等　のうち１点
⑵　健康保険証、年金手帳、（特別）児童扶養手当証書、学生証等　のうち２点</td></tr>
<tr><td>代理人申請の場合のみ</td><td>⑴　法定代理人➔戸籍謄本
⑵　任意代理人➔委任状又は官公庁から本人に対し一に限り交付された書類
（委任状の様式は４２ページにあります）。</td></tr>
</table></td><td>28ページ</td></tr>
<tr><td>□
※必須</td><td>❸</td><td>保育を必要とする理由を証明する書類
（就労証明書、診断書等）</td><td>・お子さんの父、母、同居する祖父母（65歳未満）のかたそれぞれについて、お子さんの保育を必要とする理由を証明する書類を提出してください。
※きょうだいで共用可能（一方にはコピーを添付）
※保育を必要とする理由の詳細については12、13ページをご覧ください。</td><td>32～35ページ</td></tr>
<tr><td>□
※必須</td><td>❹</td><td>児童の健康状態に関する確認書・意向確認書</td><td>・保育所の入所申込みにあたり、お子さんの健康状態及び保護者様の意向を記入してください。</td><td>36、37ページ</td></tr>
</table>

提出書類チェック欄	No	必要書類	内　容	関連ページ
□ ※必須	❻	同意書	・各項目を確認いただき提出してください。	38、39ページ
□	❼	該当者のみ提出必要	■申込時点で白岡市に住所がないかたがいる場合 □　課税所得証明書 ※令和８年１月１日時点の住所地の自治体で取得してください。最低限、所得金額、所得控除の内訳、所得割課税額の記載のある証明書が必要です。 ■現在海外赴任で日本にお住まいでないかた、令和７年中に海外赴任の期間があったかたがいる場合 □　収入証明書 ※会社に依頼してください。書式は任意です。	
			■同居する親族の中に障がいをお持ちのかたがいる場合 □　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し	
			■生活保護世帯の場合 □　生活保護受給証の写し	
			■離婚調停中の場合 □　家庭裁判所からの呼出状や調停期日通知書など調停中であることが分かる書類の写し	
			■お子さんが認可外保育施設等に通っている場合 □　家庭保育室等在園証明書 ※有償で、１日４時間以上かつ週４日以上委託している場合から対象となります。	40ページ
□	❽	入所申請書類の写しの取得	・申請前に入所申請書類一式について写しをとり、ご自身でも保管してください。	

8　保育の必要性を確認するための資料

保育の利用を希望する場合、保育の必要性、必要量を確認するために、その証明となる書類を提出してください。証明書類は、**原則３か月以内（一次受付の場合は、令和８年８月１日以降に発行されたもの**）に作成されたものに限ります。内容に虚偽があった場合は、入所を取消す場合があります。

保護者の状況			必要なもの	保育期間
項目	事由	内容		
①	就労	就労することを常態としていて、１か月当たり**１日４時間以上かつ週４日以上の合計６４時間以上※1の就労を常態**としている場合	「就労証明書」（様式は３２～３５ページ） ※産前産後休暇又は、育児休業を取得中のかたも提出してください。	最長小学校就学前まで
	就労（自営）	自営のかたや勤務先の経営者が自身または親族のかたは、**加えて**右記のものも併せて添付	直近１か月分の売上明細表など仕事内容と実績（売上・収入）がわかる書類（最新分の確定申告書・給与明細等でも可） ※営業初年度の場合、「営業許可書・開業届・受注表等」営業していることがわかる書類	
②	妊娠、出産	出産予定月をはさんで２か月前から２か月後までにある場合	出産予定の場合は、「母子健康手帳」の表紙及び出産予定日記載ページの写し	５か月
③	保護者の疾病、障がい等	保護者が病気やケガのため、または心身に障がいがある場合	「診断書」 疾病名、療養（入院・通院）期間、保育ができない理由の記載があるもの	疾病・障がいのため保育を必要とする期間
④	親族の介護、看護	親族を介護または看護している場合	「診断書」、「手帳」等	介護・看護のため保育を必要とする期間
⑤	災害復旧	震災、風水害、火災などの災害の復旧に当たっている場合	「罹災証明書」	復旧に当たっている期間
⑥	就学	学校または職業訓練校等に在学している場合（趣味の講座、カルチャースクール等は申込み対象外）	（保育を必要とする期間の）「就学証明書」または「学生証」及び「時間割表」	保護者の卒業予定日まで

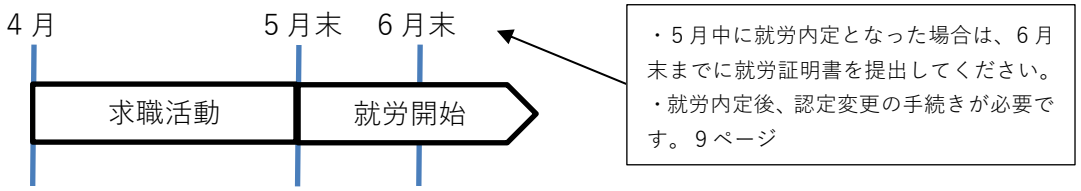
保護者の状況			必要なもの	保育期間
項目	事由	内容		
⑦	求職活動 ※2	求職活動を継続的に行っている場合※3	「求職活動誓約書」（様式は４１ページ）	２か月
		就労先が内定中の場合 ※4	「就労証明書」（様式は３２～３５ページ）	
⑧	虐待やＤＶのおそれがある場合		「申立書等」 【申立書等とは】 公的機関が虐待や DV の恐れがあり避難等の特別な保護を必要としていることを証する文書です。	虐待・ＤＶのため保育を必要とする期間

※１　１日４時間以上かつ週４日以上の計６４時間以上の条件を満たさない場合は、就労に該当しません。ただし、入所後条件を満たすように就労時間を変更する希望がある場合は、⑦の求職活動を事由に申込となります。

※２　求職活動中の保育所入所申請の有効期限は入所希望月から２か月となります。
（例：4 月 1 日入所希望の場合、入所審査は 4、5 月の 2 月の間となります。）

※３　入所後２か月以内に就労開始できなかった場合は、退所となります。就労内定後、翌月末までに就労証明書を提出してください。

（求職活動：４月入所イメージ）



※４　就労先が内定中で保育所入所を希望される場合には、就労開始月が入所希望月以前若しくは、同月内であることが条件となります。就労開始後、再度就労証明書を提出してください。また、入所後申請時に内定していた就労先と異なる就労先に勤務する場合、退所となります。

9　育児休業中のかた

（1）申請について

育児休業から復職する場合、職場復帰日により入所希望可能月が異なります。

入所希望月	４月入所希望	５月以降入所希望	
復帰日	５月１５日までに復帰	１日から１５日までに復帰	１６日から末日までに復帰
申込時期	１１月の一斉受付で申込み	復帰月の前月の１日（初日）から入所希望可能	復帰月の１日（初日）から入所希望可能
		※入所希望前月１０日までに申込み	

注意　職場復帰日までに**申請時の就労条件とは異なる就労条件若しくは復職しない（していない）**場合には、原則として、**入所取消しとなります。**

（2）育児休業取得中の継続入所について

育児休業取得時における在園児の保育認定については、下記のすべての要件を満たす場合に「保育の必要な事由」として認定します。

【要件】

①　入所時の保育の必要な事由が「妊娠・出産」ではないこと。

②　子どもの発達上の環境の変化に留意する必要がある場合、保護者の健康状態や子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられるなど、児童福祉の観点から必要と認められること。

③　保護者の育児休業取得中も就労先との雇用契約が継続し、育児休業終了後に復帰が決まっていること。

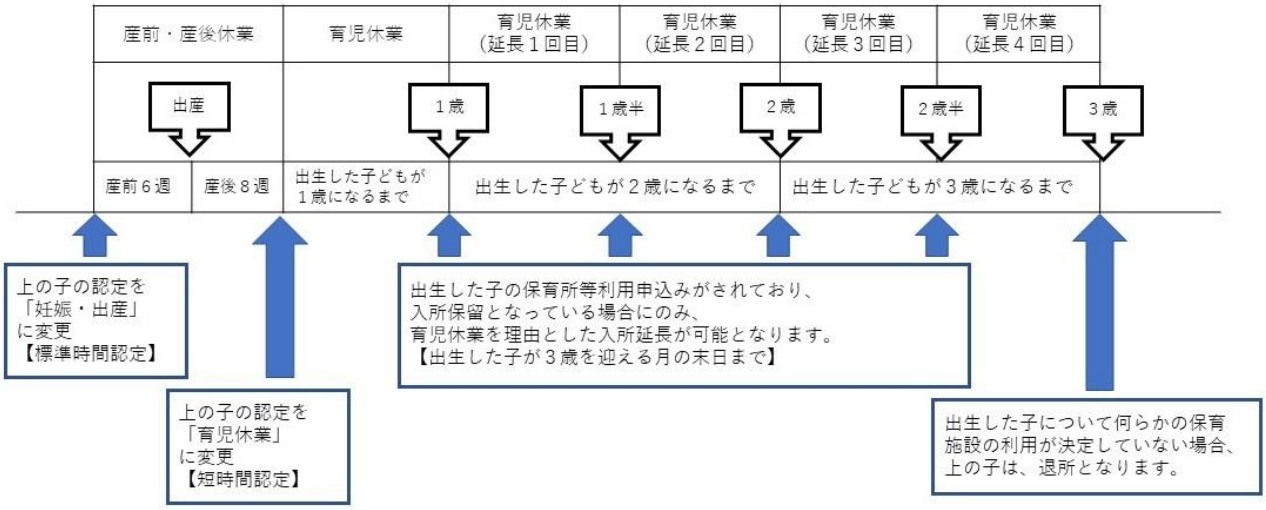
【継続期間】

出生した子どもが３歳に到達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までとなります。ただし、育児休業終了により出生した子どもの施設利用の申込みをしたにもかかわらず保留となった場合は当該年度の末日まで在籍することが可能です。

また、継続して利用申込をしている状態で２歳６か月を迎える月の末日まで利用決定がされていない状態である場合は、３歳の誕生日の末日まで継続利用の再延長が可能となります。

【参考】育児休業による継続入所イメージ図

（育児休業取得期間が１年で、６か月ごとに延長手続きが必要な場合）



【復職後のお手続きについて】

育児休業期間中に保育所申請をし、入所が決定した場合には、**復職後に改めて就労証明書**の提出が必要です。復職月の翌月末までに提出してください。

【特 例】

すでに保育所に在籍している上のお子さんが年長児（5歳児クラス）の場合は、育児休業対象のお子さんが保育所の利用申込をしたが保留となり、やむを得ず育児休業を延長した場合は、卒園まで入所の継続が可能です。

※育児休業中の保育必要量は短時間となります。育児休業前の保育必要量が標準時間であった場合は、変更手続きが必要です。 9 ページ

１０　申込受付期間（令和９年度入所）

必要書類（１０～１３ページ）をそろえてこども保育課窓口へ申込ください。**郵送での受付は行っていません**のでご注意ください。

（１） 令和９年度に入所を希望する場合の一次受付、二次受付期間

※二次受付は一次受付審査後に定員に空きが生じた場合の利用調整となります。

一次受付	令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月１３日（金）まで ◆入所可否結果は、１月上旬にご案内予定です。
二次受付	令和８年１１月１６日（月）から令和９年１月１５日（金）まで ◆入所可否結果は、２月上旬にご案内予定です。

（２）令和９年５月以降に入所申請に係る各月の申請締切日

入所希望月の前月１０日まで（土・日、祝日の場合は前日まで）に提出してください。

	入所（園）月	申込受付締切日
受付期間	令和９年５月	４月９日(金)
	令和９年６月	５月 10 日(月)
	令和９年７月	６月 10 日(木)
	令和９年８月	７月９日(金)
	令和９年９月	８月 10 日(火)
	令和９年 10 月	９月 10 日(金)
	令和９年 11 月	10 月８日(金)
	令和９年 12 月	11 月 10 日(水)
	令和１０年１月	12 月 10 日(金)
	令和１０年２月	１月７日(金)
	令和１０年３月	２月 10 日(木)
入所可否結果	入所希望月の前月 15 日から 20 日頃	

（参考）令和９年度入所の最長入所期間

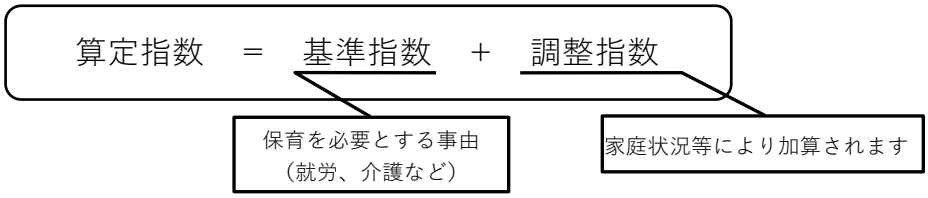
４月１日の年齢	入所時期	就学前まで	２歳児クラスまで
０歳	令和９年４月１日	令和 15 年３月 31 日	令和 12 年３月 31 日
１歳		令和 14 年３月 31 日	令和 11 年３月 31 日
２歳		令和 13 年３月 31 日	令和 10 年３月 31 日
３歳		令和 12 年３月 31 日	*****
４歳		令和 11 年３月 31 日	*****
５歳		令和 10 年３月 31 日	*****

※保育を必要とする理由により、入所期間は異なります。

１１　利用調整について

（１）利用調整とは

保育所への入所決定の適正化を図るため、申込順ではなく、家庭でどのくらい保育を必要としているのか（就労状況、家庭状況等）を「保育所入所選考基準表（２６、２７ページ）」に基づき数値化し、算定指数の高いかたから入所を決めています。算定指数が同一点数で並ぶ場合は、同一点数時の優先順位をもとに決定します。定員の状況によって入所できない場合や第２希望以降の保育所に入所していただく場合がありますので、ご承知ください。



（２）利用調整の流れ

①４月入所の場合

一次審査 ◇一次審査受付期間内に申込のあった世帯の中で審査を行います。

⇩ 保留となった場合は、自動的に二次審査の対象となります。

二次審査 ◇一次審査後の空き状況によって、二次審査受付期間内に申込のあった世帯と、一次審査で保留となった世帯を合わせて追加審査を行います。

⇩ 保留となった場合は、自動的に翌月以降の審査の対象となります。

以降の審査

②５月以降入所の場合

審査 ◇各月の申請締切日までに申込のあった世帯と、保留となっている世帯を合わせて審査を行います。

⇩ 保留となった場合は、自動的に翌月以降の審査の対象となります。

以降の審査

※転所希望届を提出している世帯も同様に審査対象となります。
※保留となった場合、審査の対象となるのは令和 10 年３月３１日までとなります。ただし、求職活動、出産での申込の場合は、認定期間内に限ります。
　認定期間日以降も保育所の利用を希望する場合には、改めて申込が必要となります。

（３）利用調整の方法

・「第１希望だから有利」ということはありませんので、希望する順番に記入してください。

・利用希望施設に記載のない保育所へのご案内はできませんのでご注意ください。

利用調整の例

・A 保育所（定員１）B 保育所（定員１）C 保育所（定員１）に対して申込が５件あった場合

	指数	希望施設			内定	
		第１希望	第２希望	第３希望		
世帯㋐	２６	B	A	C	B	→B 保育所が埋まります。
世帯㋑	２２	B	－	－	保留	
世帯㋒	２１	B	A	C	A	→A 保育所が埋まります。
世帯㋓	２０	A	B	－	保留	
世帯㋔	１６	A	C	B	C	→C 保育所が埋まります。

あくまでも、世帯ごとの指数の高さにより、内定先を決定します。

☞世帯㋐は、指数が最も高いため、どこの施設でも利用可能です。世帯の希望を考慮し、内定先は B 保育所となります。

☞世帯㋑は、指数は高い状況ですが、利用可能な A 保育所、C 保育所を希望していないため保留となります。

☞世帯㋑に内定を行うために、世帯㋐の内定先を A 保育所に変更することはありません。

☞世帯㋓は、A 保育所を第１希望としていますが、世帯㋒が保育の必要性において優先されるため希望順にかかわりなく、世帯㋒が内定となります。また、定員にまだ空きのある C 保育所を希望していないため、利用不可となります。

☞世帯㋔は、世帯㋓より保育の必要性において優先度が低いですが、C 保育所の定員に空きがあるため、内定先は C 保育所となります。

１２　利用者負担額

（１）利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（保育料）は、世帯の収入やお子さんの年齢、きょうだいの人数等により決定し、毎月お支払いいただきます。月々の利用者負担額は、登園日ではなく在籍日で決定します。

また、施設や事業者の判断によって、市が定める保育料のほかに、教育・保育の質の向上に充てるための費用の徴収（上乗せ徴収）や文房具代・制服代などの徴収（実費徴収）があります。

（２）算定方法

保護者（父・母）のかた、または生計中心者（祖父や祖母など）のかたの市町村民税の所得割額の課税額により４月と９月の年２回算定されます。

市町村民税所得割課税額とは、税額控除前の課税額から調整控除のみを引いた額になります。調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額控除）は適用しません。

<table>
<tr><th colspan="11">令和９年度利用者負担額</th></tr>
<tr><td>４月</td><td>５月</td><td>６月</td><td>７月</td><td>８月</td><td>９月</td><td>10 月</td><td>11 月</td><td>12 月</td><td>１月</td><td>２月</td><td>３月</td></tr>
<tr><td colspan="5">令和８年度の市町村民税の所得割額
（令和７年１月～令和７年 12 月の収入から算定）</td><td colspan="6">令和９年度の市町村民税の所得割額
（令和８年１月～令和８年 12 月の収入から算定）</td></tr>
</table>

【注意事項】

・住民税の申告がないかたなど所得状況が確認できない場合、最高階層の保育料となります。収入の有無に関わらず必ず申告していただきますようお願いいたします。

・算定後、税申告の修正をした場合保育料が変更となる場合があります。必ずこども保育課までご連絡ください。

＜保育料の試算に関してよくある質問＞

◆市町村税所得割はどこで確認できますか。

以下の書類で確認できます。（通知書名は自治体により異なります。）

①会社員等（市民税が給与天引きのかた）：６月頃各勤務先から配布されます。

「令和〇年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書」

②自営業等（市民税を自身で申告するかた）：６月頃白岡市から発送されます。

「令和〇年度市民税・県民税・森林環境税の決定または変更通知書」

③上の①②が用意できない場合は、「課税所得証明書」で確認できます。課税所得証明書は当該年度の１月１日の住所地の税務担当課で発行できます。

（３）保育料の支払方法

施設		支払先	支払方法
保育所	公立	施設のある 自治体	口座振替、もしくは納付書 白岡市外の場合は、各市町村へご確認ください。
	私立	白岡市	口座振替、もしくは納付書
小規模保育事業所 認定こども園等		施設	各施設にご確認ください。

※保育料の口座振替は、指定金融機関の口座振替となります。

※正当な理由なく保育料を滞納しますと、督促状が発行されるほか、児童福祉法の滞納処分を受けることがあります。また、転園申込や、きょうだいの保育所入所申込の際に減算の対象となります。

（４）利用者負担額（保育料）の月額

①－１　２号・３号認定

階層区分			利用者負担額	
			３歳児未満 （３号認定）	３歳児以上 （２号認定）
第１階層	生活保護世帯		0 円	0 円
第２階層	市民税非課税世帯（所得割額非課税世帯含む）		0 円	
第３階層	所得割課税額	48,600 円未満	19,100 円	
第４階層	所得割課税額	67,000 円未満	23,700 円	
第５階層	所得割課税額	97,000 円未満	28,200 円	
第６階層	所得割課税額	115,000 円未満	32,000 円	
第７階層	所得割課税額	133,000 円未満	35,600 円	
第８階層	所得割課税額	169,000 円未満	40,000 円	
第９階層	所得割課税額	189,000 円未満	42,700 円	
第10階層	所得割課税額	211,000 円未満	45,100 円	
第11階層	所得割課税額	247,000 円未満	47,500 円	
第12階層	所得割課税額	301,000 円未満	50,000 円	
第13階層	所得割課税額	333,000 円未満	55,200 円	
第14階層	所得割課税額	365,000 円未満	59,200 円	
第15階層	所得割課税額	397,000 円未満	63,200 円	
第16階層	所得割課税額	450,000 円未満	65,500 円	
第17階層	所得割課税額	450,000 円以上	67,600 円	

※年度途中に満３歳に到達したことにより、３号認定から２号認定へ切り替った場合の利用者負担額は、当該年度中は保育認定（３号認定）のままとなります。

①－２　２号・３号認定の内、ひとり親世帯

階層区分			利用者負担額	
			３歳児未満（３号認定）	３歳児以上（２号認定）
第２階層	市民税非課税世帯（所得割額非課税世帯含む）		０円	０円
第３階層	所得割課税額	48,600 円未満	9,000 円	
第４階層	所得割課税額	67,000 円未満	9,000 円	
第５階層の一部	所得割課税額	77,101 円未満	9,000 円	

①－３　延長料金（公立保育所の場合）

階層区分	利用時間	児童１人当たり月額	児童１人当たり日額
第１階層及び第２階層	午前７時から午前７時３０分まで	０円	０円
その他の階層区分		1,000 円	200 円

※私立保育所及び地域型保育事業の延長料金につきましては、各施設へお問合せください。

②　３歳児以上の給食費について

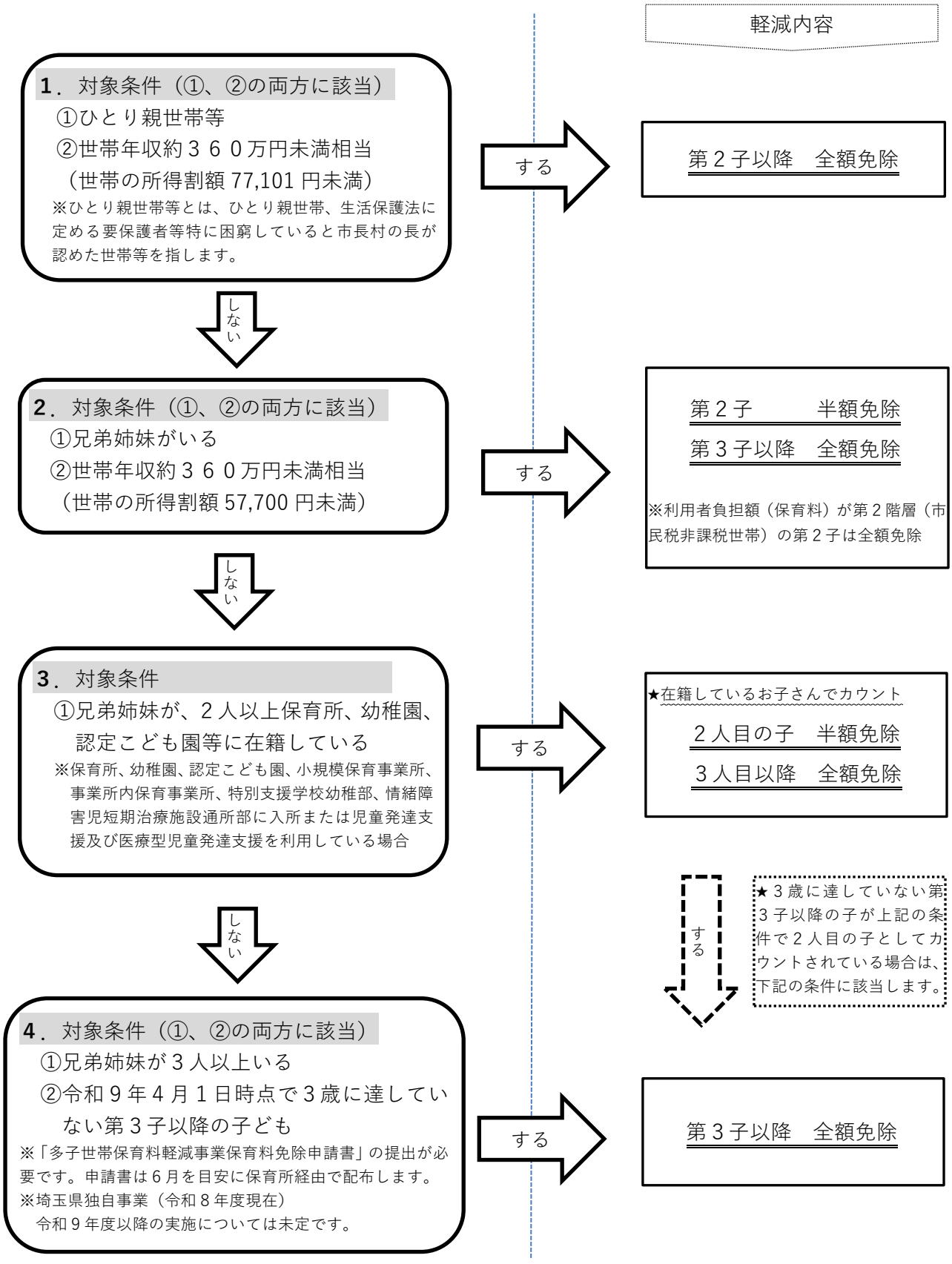
給食費は**主食費（ごはん等）**と**副食費（おかず等）**をあわせたもので、毎月負担いただくものです。

給食費	月額	減免措置	
主食費	公立：１，０００円 私立：施設により異なります	公立	１０日以上連続して欠席の場合⇒２分の１減額 １か月欠席の場合⇒全額免除
		私立	施設により異なります。
副食費	公立：４，５００円 私立：施設により異なります。	公立	１０日以上連続して欠席の場合⇒２分の１減額 １か月欠席の場合⇒全額免除
		公立私立	年収３６０万円未満相当世帯⇒全額免除 同一世帯で３人以上幼稚園、保育所等に在籍している３人目以降の児童⇒全額免除
		公立私立	【認定こども園（教育部分）】 同一世帯で小学校３年生から数えて３人以上小学校、幼稚園等に在籍している３人目以降の児童 ⇒全額免除

※　入所されるお子さんが、アレルギー疾患等をお持ちで、給食を利用されない場合には、給食辞退届を提出いただくことで、給食の提供を取りやめることが可能です。
詳細については、各保育所でお問い合わせください。

（５）利用者負担額（保育料）の軽減の案内

多子世帯やひとり親世帯等については、利用者負担額を軽減する制度があります。次の１から順に該当するかどうかご確認ください。



１３　白岡市外の保育所等を希望する場合

白岡市にお住まいのかたが、白岡市外の保育所等を希望する場合は、必ず希望する市区町村の保育所担当課に申込条件、必要書類などを確認した上で、白岡市こども保育課へ申込してください。市区町村によって、申込締切日や申込可能な条件等が異なりますので、余裕をもって申込してください。

１４　白岡市外にお住まいで白岡市内の保育所等を希望する場合

白岡市外にお住まいのかたが白岡市内の保育所等を希望する場合は、入所を希望する理由により手続きが異なりますので、御注意ください。

入所申請の方法は、以下の通りです。

白岡市に転入予定の場合

申込み時点では白岡市内に住所がなく、**入所月の前月末までに白岡市に転入予定の方は**、白岡市こども保育課の窓口にて、お手続きをしてください。

なお、遠方にお住まいで、窓口での手続きが困難である場合には、郵送での入所申し込みも受け付けますが、事前に相談が必要です。

白岡市内に就労されている場合

保護者のだれかが白岡市内で勤務しており、当該保護者の就労時間が１か月あたり６４時間以上の就労を常態としていることが条件となります。お住まいの自治体の入所申込書類を使用し、お住まいの自治体窓口で、お申込みください。

◆入所申込書類に加えて、次の書類も添付してください。

全員	令和８年度課税所得証明書
転入予定の方のみ必要	お引越し時期、住所、名前が確認できる不動産売買契約書、賃貸借契約書のコピー（空いている箇所に転入予定日を記入してください） ※お引越しが実家等の場合は、すでにお住まいの方が同居する旨を記した誓約書等

１５　よくある質問

（１）申込・入所に関すること

No	質　　問	回　　答
1	早く申込したほうが有利ですか？	受付期間初日に申込しても、最終日に申込しても利用調整に影響はありません。 ただし、不足書類等ある場合は受付できませんので、余裕をもって申込してください。
2	希望する保育所はたくさん書いたほうがいいですか？	利用調整は、希望している保育所のみでおこないます。例えば１か所のみ希望した場合、その保育所に空きがなかったら、他の保育所に空きがあったとしても利用調整は終了となります。 入所後の送迎等を考慮し、希望する保育所を選ぶ際は十分にご確認ください。
3	現在働いていませんが、申込できますか？	できます。申込理由は「求職活動中」となります。ただし、入所が決定した場合２か月以内にお仕事を始めないと退所となります。
4	まだ生まれていませんが、申込できますか？	できません。出生後に申込ください。
5	白岡市内の保育所と併せて白岡市外の保育所も申込できますか？申込できる場合申込窓口はどこになりますか？	できます。申込窓口は白岡市となります。 保育所がある市町村へ必要な書類、申込締切日等確認してください。
6	現在第２子を妊娠中です。出産予定日が５月ですが第１子の４月入所申込はできますか。	できますが、出産予定月を含む前後２か月は「妊娠・出産」要件での受付となります。今回の場合ですと入所期間は７月末までです。
7	７月で３歳になるのですが、２歳までの保育所は退所となってしまいますか？	４月１日時点での年齢でクラスが決まり、１年間同じクラスになります。年度途中で３歳になっても退所とはなりません。
8	きょうだい２人同時申込の場合、保護者の就労証明書はそれぞれに原本が必要ですか？	きょうだいどちらか１人に原本を添付すれば、もう１人はコピーで対応可能です。
9	現在幼稚園に在園していますが、夏休みだけ保育所に入園できますか。	二重在籍になるので、できません。
10	保育所入所後、就労時間が短くなっても保育所に通い続けることはできますか。	就労時間が１日４時間以上かつ週４日以上であれば可能です。

（２）利用者負担額（保育料）について

No	質　　問	回　　答
1	子どもが体調不良で、２週間ほど保育所を休みました。保育料は安くなりますか？	保育料は通所日ではなく、在籍日で算定するため、保育料は変わりません。
2	７月で３歳になりました。保育料は基準表（２０ページ）のとおり０円になりますか？	保育料の区分は４月１日時点での年齢で決定するため、保育料は変わりません。
3	保育標準時間と保育短時間で保育料は変わりますか。	保育標準時間・保育短時間のどちらの場合でも保育料は変わりません。
4	公立、私立、地域型保育事業所で保育料は違いますか？	保育料の違いはありません。２０ページの保育料表にて算出されます。ただし、施設によっては別途費用負担がある場合があります。

No	質　問	回　答
5	保育料を滞納するとどうなりますか？	正当な理由なく滞納すると児童福祉法による滞納処分を受けることとなります。 支払いが難しくなった場合は、こども保育課までご相談ください。
6	口座振替にて保育料を支払いたいのですが、どのような手続きが必要ですか？	入所決定後、「口座振替依頼書」を送付いたしますので、指定金融機関にて必要な手続きを行ってください。 また、こども保育課窓口にてキャッシュカードで口座振替手続き（ペイジー口座振替受付サービス）も可能です。 【指定金融機関】 埼玉りそな銀行、足利銀行、武蔵野銀行、 埼玉縣信用金庫、南彩農業協同組合 ※地域型保育事業所の場合は、各施設へご確認ください。
7	子どもが３人いて、第３子が１歳なので２２ページの４の条件「保育料全額免除」に該当するようですが、どのような手続きが必要ですか？	６月を目安に、保育所経由で申請書をお配りします。必要事項を記入の上提出してください。※埼玉県独自事業であり、令和９年度以降の実施については未定です。
8	その他保育料の減免等の制度はありますか？	災害により住宅等に著しい損害を受けた場合など、減免または免除の制度があります。 詳しくはこども保育課までご相談ください。

（３）給食費について

No	質　問	回　答
1	４月から公立保育所の３歳児クラスとなりますが、給食費はいくらになりますか？	主食費１，０００円と副食費４，５００円をあわせた５，５００円が月々の給食費となります。 私立保育所については各施設にて金額を設定しています。各施設へお問合せください。
2	４月から第３子が私立保育所の３歳児クラスとなります。第１子、第２子が保育園に入園していますが、給食費はいくらになりますか？	第３子の副食費は、２１ページの全額免除に該当しますので、０円となります。 主食費は施設により異なります。

（４）その他

No	質　問	回　答
1	保育所の見学はできますか？	できます。希望する保育所に直接ご連絡して、日程調整をしてください。
2	正社員とパートだと正社員のほうが有利ですか？	勤務日数、勤務時間をもとに指数を決定するため、雇用形態は影響しません。
3	保育を必要とする事由が２つある場合（就労と介護など）は、基準指数はどうなりますか？	指数が高いほうの１つを主な理由として決定します。合算はしません。

保育所入所選考基準表

1　基準指数

［基準指数及び調整指数は、入所申込締切日を基準日とする］

※一斉受付分については、令和８年１１月１３日を基準日とする

番号	保育に当たる保護者の就労等形態					基準指数	採点	
	類型			細目			父	母
1	就　労	居宅外	外勤自営	週５日以上（不規則の場合は月２０日以上）	日中の就労時間が８時間以上	10		
					日中の就労時間が７時間以上	9		
					日中の就労時間が６時間以上	8		
					日中の就労時間が５時間以上	7		
					日中の就労時間が４時間以上	6		
				週４日以上（不規則の場合は月１６日以上）	日中の就労時間が８時間以上	8		
					日中の就労時間が７時間以上	7		
					日中の就労時間が６時間以上	6		
					日中の就労時間が５時間以上	5		
					日中の就労時間が４時間以上	4		
2		居宅内	自営	週５日以上（不規則の場合は月２０日以上）	日中の就労時間が８時間以上	9		
					日中の就労時間が７時間以上	8		
					日中の就労時間が６時間以上	7		
					日中の就労時間が５時間以上	6		
					日中の就労時間が４時間以上	5		
				週４日以上（不規則の場合は月１６日以上）	日中の就労時間が８時間以上	8		
					日中の就労時間が７時間以上	7		
					日中の就労時間が６時間以上	6		
					日中の就労時間が５時間以上	5		
					日中の就労時間が４時間以上	4		
3		求職	内定	週５日以上（不規則の場合は月２０日以上）	日中の就労予定時間が１２０時間／月以上	6		
					日中の就労予定時間が６４時間／月以上、１２０時間／月未満	4		
				週４日以上（不規則の場合は月１６日以上）	日中の就労予定時間が１２０時間／月以上	5		
					日中の就労予定時間が６４時間／月以上、１２０時間／月未満	3		
				その他	上記以外の就労時間	2		
			未定	求職中（就労先未定）		1		
4	不存在	死亡・離婚・行方不明・拘禁など				10		
5	出　産	出産予定月の前２か月、後２か月				10		
6	疾　病 障がい	疾　病	１か月以上入院している場合（入院予定を含む）			10		
			自宅療養	常時病臥・感染症		10		
				精神性	精神障害者保健福祉手帳１～３級	10		
					上記以外の程度	7		
				一般療養	安静を要する程度	7		
					通院を要する程度	3		
		障がい	身体障害者手帳１・２級、みどりの手帳（療育手帳）Ⓐ～Ｂ			10		
			身体障害者手帳３級、みどりの手帳（療育手帳）Ｃ			8		
			身体障害者手帳４級以下			2		
7	介　護 看　護	居宅外で親族の介護・看護を常態とする場合				10		
		居宅内で親族の介護・看護を常態とする場合				8		
		上記以外の条件による介護・看護（通院の送迎等含む）をしている場合				5		
8	災　害	火災などにより家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育が困難な場合				10		
9	就　学 技能修得	既に日中、就学・技能習得のため外出を常態				番号１を準用		
		日中、就学・技能習得が内定している場合				番号３を準用		
10	虐待・DV	児童虐待防止法第２条又は配偶者暴力防止法第１条の対象者と認められる場合				20		
11	その他	上記以外で明らかに保育に当たれない場合				20		
小計							(1)	(2)

※１　父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定する。（基準指数）

２　期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職中（就職先未定）の指数とする。

３　保護者の勤務証明書が２以上ある場合には、勤務時間は合算、勤務日数はそれぞれの勤務先の平均日数(小数点以下四捨五入)を算出。
さらに平均日数を合算し、勤務先数で割り(小数点以下四捨五入)指数を決定する。

４　保護者が保育の必要な事由（就労等）が２以上ある場合には、原則として指数の高い状況をとり指数を決定する。

５　就労時間には、残業時間・通勤時間は含まない。

６　就労状況については、契約上の就労時間だけではなく、就労実績も踏まえて指数を決定する。
ただし、契約上の就労時間より就労実績が多い場合は、契約上の就労時間で指数を決定する。

７　育児短時間勤務等について、取得期間の終期の記載があり、取得後の就労条件が、取得前と同一の就労条件である場合のみ、育児短時間勤務取得前の勤務時間により指数を決定する。

２　調整指数

項目				条件	指数	採点	
						父	母
加算指数	個人加算	就労状況	1	保育士・幼稚園教諭として月２０日以上１日６時間以上の勤務をする場合（市外の施設）	2		
			2	保育士・幼稚園教諭として月２０日以上１日６時間以上の勤務をする場合（市内の施設） ※保育所等入所後１年以上勤務することを条件とする	7		
		家庭状況	3	生活保護世帯・中国残留邦人支援給付受給世帯の場合 ●/	2		
			4	父母の一人が不存在（死亡、離婚、離婚協議中、未婚等）の場合	10		
			5	父母の一人が単身赴任や入院等の理由により３か月以上不在の場合	2		
			6	子ども（４月１日時点１８歳未満）が３人以上いる場合（３人を超える場合は、１人に対して１点加算） ☆1/	1		
		障がい	7	保護者、申込児童、兄弟姉妹に身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ⓐ～Ｂ、精神障害者保健福祉手帳１～３級の所持者、または要介護認定４・５の認定者がいる場合	3		
			8	保護者、申込児童、兄弟姉妹に身体障害者手帳３級又はみどりの手帳（療育手帳）Ｃの所持者、または要介護認定１～３の認定者がいる場合	2		
			9	上記以外で保護者、申込児童、兄弟姉妹に介護・看護・補助を要すると診断された者がいる場合	1		
			10	その他同一世帯に身体障害者手帳１・２級、みどりの手帳（療育手帳）Ⓐ～Ｂ、精神障害者保健福祉手帳１～３級の所持者、または要介護認定４～５の認定者がいる場合	2		
			11	上記以外でその他同一世帯に介護・看護・補助を要すると診断された者がいる場合	1		
		児童の状況	12	２歳児クラスで卒園となる認可保育所、地域型保育施設、企業主導型保育施設及び家庭保育室を卒園する場合	7		
			13	兄弟姉妹が在園している保育所に新規入所の申込みをしている場合（新年度選考時については、卒園予定児童がいる保育所への申込みは除く） ▲/	1		
			14	現在保育所等を利用しているが、兄弟姉妹が別施設のため、どちらかの施設に転所希望をする場合 ▲/	2		
			15	同一世帯において２人以上の新規入所の申込みがある場合	1		
			16	認可外保育施設に有料で６か月以上預託をしている場合（所定の用紙が必要） ただし、番号12、18において既に加点されている者は除く。	1		
			17	認可外保育施設に有料で１２か月以上預託をしている場合（所定の用紙が必要） ただし、番号12、18において既に加点されている者は除く。	2		
			18	入所希望の前年度をもって閉所となった認可外保育施設等に入所している場合 番号16、17による加点は行わない	4		
減算指数	世帯減算	同居祖父母	19	６５歳未満の保護者の父母と同居（就労や疾病等で保育に当たることができない場合を除く）の場合	-5		
			20	ひとり親世帯であって、上記１９の場合	-2		
		保育料等滞納	21	入所児又は卒園児の保育料を２か月以上滞納している場合 ※保育料等とは、保育所及び学童保育所保育料をいう	-20		
		広域利用	22	市外在住者（転入予定者を除く）で、勤務地が市内の場合 ★/	-5		
その他		児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合（要保護児童など）			20		
小計						(3)	
合計　(1)＋(2)＋(3)							

※１　調整指数の加減算は、基準指数に対して行う。
　２　番号１、２は、該当する父母それぞれに指数を加点する。
　３　番号１２、１６、１７、１８は、それぞれ重複して加算しないものとする。
　４　番号１９、２０は、それぞれ重複して減算しないものとする。

■ 入所の選考について

入所希望者が保育所の定員を超えた場合などには、入所選考会が行われます。提出書類等で確認した内容に基づき、保育の実施指数の高いかたから順に入所者を決定します。

【保育の実施指数が同点の場合の優先順位】

1　白岡市在住者（転入予定者を含む）
2　特別の支援を要する家庭（児童虐待防止の観点から保育の実施が特に必要と考えられる児童のいる家庭）
3　同居者なしの母子・父子世帯、生活保護世帯
4　基準指数が高い世帯
5　既に兄弟姉妹が保育所へ入所しており、同じ保育所となる場合
6　養育している子ども（4月1日時点で18歳未満）の人数が多いもの
7　前年度市民税所得割額の低い世帯（同額の場合には、収入の低い世帯を優先する）

様式第１号（第６条、第１０条関係）

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（現況届）
兼保育所等利用申込書

令和　　年　　月　　日

（宛先）白岡市長
白岡市福祉事務所長

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

□　市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること及びその情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

□　年末に支給認定申請をした場合の結果については、次年度４月の利用に向けた認定事務が集中するため審査に時間を要することから、審査結果は翌年２月上旬にお知らせを受けることに同意します（すでに支給認定を受けている場合は除きます。）。

申請区分	□　新規申請
	□　~~継続申請（保育所名：　　）~~

保護者氏名

	氏　名	生年月日	性別	障害者手帳の有無	認定者番号（既に支給認定を受けている場合のみ記入してください）
申請に係る小学校就学前子ども	（ふりがな）	令和　年　月　日生 令和９年４月１日現在の年齢　歳	男・女		
個人番号				有・無	

保護者の住所及び連絡先	現住所　〒 白岡市 アパート・マンション・部屋番号など	自　宅	（　　）	
		携帯（　）	（　　）	
		携帯（　）	（　　）	
日中連絡が取れる電話番号	令和８年１月１日現在の住所	父	令和９年１月１日現在の住所	父
		母		母
	※申請時点で住所が白岡市外の場合は、父・母それぞれの市町村民税課税所得証明書の提出が必要です。			

①世帯の状況 ※父母及び同住所に住んでいる全員（世帯分離している人も含む。）について記入してください。

区分	氏名（上記の申請に係る小学校就学前子どもを除く。）	子どもとの続柄	生年月日	（上段）職業又は学校名等 （下段）個人番号	身体障害者手帳	備考
子どもの世帯員	（ふりがな）		大昭 平令　年　月　日生		有・無	
	（ふりがな）		大昭 平令　年　月　日生		有・無	
	（ふりがな）		大昭 平令　年　月　日生		有・無	
	（ふりがな）		大昭 平令　年　月　日生		有・無	
	（ふりがな）		大昭 平令　年　月　日生		有・無	
	（ふりがな）		大昭 平令　年　月　日生		有・無	

生活保護の適用の有無	適用無し　・　適用有り	ひとり親家庭	非該当・該当（死別、離婚、生死不明、未帰還、未婚）

②利用を希望する期間、希望保育時間、希望する施設（事業者）名など

利用を希望する期間	令和　年　月　日から □　令和　年　月　日まで □　小学校就学前まで	利用を希望する施設（事業所）名	第１希望	第６希望
利用曜日	月・火・水・木・金・土		第２希望	第７希望
希望保育時間	午前　時　分から 午後　時　分まで　時間		第３希望	第８希望
			第４希望	第９希望
			第５希望	第１０希望
申請理由				

○「記入例」を参考に記入してください。字は楷書ではっきり、ていねいに書いてください。

③保育の利用を必要とする理由等

保育の希望の有無（※）	有 ： 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む。）
	無 ： 幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く。）

（※）・「保育所等」とは保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。
・「幼稚園等」とは幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。
・上表で「有」に○を付けたかたは、下表も記入してください。

続柄	保育を必要とする理由	備考
そ父の・他母（・）	□就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧　□求職活動　□就学 □その他（　　） （具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など））	
そ父の・他母（・）	□就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧　□求職活動　□就学 □その他（　　） （具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など））	

【記入はここまで】

※市町村記載欄

受付年月日	令和　　年　　月　　日

認定の可否	認定者番号	認定区分等
可 ・ 否 （否とする理由） 令和　　年　　月　　日認定		□１号　□２号　□３号 （□保育標準時間 □保育短時間）
支給（入所）の可否		**支給（利用）期間**
可 ・ 否 （否とする理由） □ □ □その他（　　） （□施設型　□地域型　□特例施設型　□特例地域型）		自　令和　　年　　月　　日 至　令和　　年　　月　　日
入所施設（事業者）名		
□認定こども園（□連　□幼（□幼　□保）　□保（□保　□幼）　□地（□幼　□保）） □幼稚園　□保育所　□地域型保育（□小規模　□家庭的　□居宅型訪問　□事業所内）		
備考		

＊施設記載欄（施設（事業者）を経由して市町村に提出する場合）

受付年月日	令和　　年　　月　　日

施設（事業者）名	（事業所番号：　　）
担当者氏名連絡先	（担当者） （連絡先）
入所契約（内定）の有無	有（ 契約・内定　（令和　　年　　月　　日契約（内定）））　・　無
備考	

職員記入欄	受付者確認欄	申請確認：本人申請、代理人申請（委任状、戸籍謄本、官公署から本人に対し発行された書類（　　））、使者（　　） 番号確認：個人番号カード、通知カード、個人番号の記載のある住民票の写し又は住民票記載事項証明書、住民基本台帳で確認、その他（　　） 本人確認：運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、運転経歴証明書、保険証、年金手帳、（特別）児童扶養手当証書、学生証、身元確認（　　）、その他（　　）

様式第１号（第６条、第１０条関係）

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（現…
兼保育所等利用申込書

記入例

令和

（宛先）白岡市長
白岡市福祉事務所長

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請…

「保護者氏名」の欄に記載された方以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。（保護者氏名欄は父親、申請書持参は母親の場合は必要です。）

☑ 市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村…
こと及びその情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育…

☑ 年末に支給認定申請をした場合の結果については、次年度４月の利用に向けた認定事務が集中する…
とから、審査結果は翌年２月上旬にお知らせを受けることに同意します（すでに支給認定を受けてい…は除きます。）。

申請区分	
	☑ 新規申請
	□ 継続申請（保育所名：　　）

保護者氏名　白岡　太郎

申請に係る小学校就学前子ども	氏名	生年月日	性別	障害者手帳の有無	認定者番号（既に支給認定を受けている場合のみ記入してください）
	（ふりがな）しらおか　なしこ 白岡　梨子	令和 5年 5月10日生 令和９年４月１日現在の年齢 3 歳	男・女	有・無	
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2				

保護者の住所及び連絡先			
	現住所　〒 349-0292 白岡市　千駄野４３２番地 アパート・マンション・部屋番号など ホワイトヒルズ１０１	自宅	（　　）
		携帯（父）	090（1234）＊＊＊＊
		携帯（母）	090（9876）＊＊＊＊
日中連絡が取れる電話番号	令和８年１月１日現在の住所　父 白岡市 / 母 蓮田市	令和９年１月１日現在の住所	父 白岡市 / 母 白岡市

※申請時点で住所が白岡市外の場合は、父・母それぞれの…日税課税所得証明書の提出が必要です。

○○市（町、村）、県外の方は県名もご記入ください。

①世帯の状況　※父母及び同住所に住んでいる全員（世帯分離している人…

区分	氏名（上記の申請に係る小学校就学前子どもを除く）	子どもとの続き柄	生年月日	個人番号（下段）
子どもの世帯員	（ふりがな）しらおか　たろう 白岡　太郎	父	大昭平令 64年 1月 2日生	会社員 有・無 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8
	（ふりがな）しらおか　なしえ 白岡　梨枝	母	大昭平令 4年 2月 3日生	会社員 有・無 2 4 6 8 0 1 3 5 7 9 2 4
	（ふりがな）しらおか　なしじろう 白岡　梨治郎	兄	大昭平令 2年 3月 4日生	○○保育園 有・無 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6
	（ふりがな）		大昭平令　年　月　日生	有・無
	（ふりがな）		大昭平令　年　月　日生	有・無
	（ふりがな）		大昭平令　年　月　日生	有・無

生活保護の適用の有無	適用無し・適用有り	ひとり親家庭	非該当・該当（死別、離婚、生死不明、未帰還、未婚）

②利用を希望する期間、希望保育時間、希望する施設（事業者）名など

利用を希望する期間	令和 9年 4月 1日から □ 令和　年　月　日まで ☑ 小学校就学前まで
利用曜日	月・火・水・木・金・土
希望保育時間	午前 8時00分から 午後 6時00分まで 10 時間
申請理由	就労のため

利用を希望する施設（事業所）名			
第１希望	○○保育園	第６希望	○△保育園
第２希望	△△保育園	第７希望	
第３希望	□□保育園	第８希望	
第４希望	▲▲保育園	希望	
第５希望	☆☆保育園		

利用を希望する施設は第10希望まで記載できます。

○「記入例」を参考に記入してください。字は楷書ではっきり、ていねいに書いてください。

③保育の利用を必要とする理由等

保育の希望の有無（※）	(有)：保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む。） 無：幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く。）

（※）・「保育所等」とは保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。
・「幼稚園等」とは幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。
・上表で「有」に○を付けたかたは、下表も記入してください。

続柄	保育を必要とする理由	備考
そ(父)の・他母（・　）	☑就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧　□求職活動　□就学 □その他（　　） （具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）） **株式会社○○○○に勤務** **午前９時から午後６時まで** **１月当たり約２２日勤務**	
そ父の・他(母)（・　）	☑就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧　□求職活動　□就学 □その他（　　） （具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）） **株式会社□□○○に勤務** **午前９時から午後５時まで** **１月当たり２２日勤務**	

【記入はここまで】

※市町村記載欄

受付年月日	令和　　年　　月　　日

認定の可否	認定者番号	認定区分等
可 ・ 否 （否とする理由） 令和　　年　　月　　日認定		□１号　□２号　□３号 （□保育標準時間 □保育短時間）
支給（入所）の可否		**支給（利用）期間**
可 ・ 否 （否とする理由） □ □ □その他（　　） （□施設型　□地域型　□特例施設型　□特例地域型）		自　令和　　年　　月　　日 至　令和　　年　　月　　日
入所施設（事業者）名		
□認定こども園（□連　□幼（□幼　□保）　□保（□保　□幼）　□地（□幼　□保）） □幼稚園　□保育所　□地域型保育（□小規模　□家庭的　□居宅型訪問　□事業所内）		
備考		

＊施設記載欄（施設（事業者）を経由して市町村に提出する場合）

受付年月日	令和　　年　　月　　日

施設（事業者）名	（事業所番号：　　）
担当者氏名連絡先	（担当者） （連絡先）
入所契約（内定）の有無	有（ 契約・内定　（令和　　年　　月　　日契約（内定））　・　無
備考	

職員記入欄	受付者確認欄	申請確認：本人申請、代理人申請（委任状、戸籍謄本、官公署から本人に対し発行された書類（　　））、使者（　　） 番号確認：個人番号カード、通知カード、個人番号の記載のある住民票の写し又は住民票記載事項証明書、住民基本台帳で確認、その他（　　） 本人確認：運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、運転経歴証明書、保険証、年金手帳、（特別）児童扶養手当証書、学生証、身元確認（　　）、その他（　　）

就労証明書

白岡市長　　宛

証明日	西暦		年		月	日
事業所名						
代表者名						
所在地						
電話番号		―		―		
担当者名						
記載者連絡先		―		―		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☐ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サービス事業　☐ 公務　☐ その他（　　）
2	フリガナ	生年月日　　年　　月　　日
	本人氏名	
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期　☐ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
4	本人就労先事業所	名称
		住所
5	雇用の形態	☐ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 ☐　火 ☐　水 ☐　木 ☐　金 ☐　土 ☐　日 ☐　祝日 ☐　合計時間　月間　　時間　　分（うち休憩時間　　分）
		一月当たりの就労日数　月間　　日　一週当たりの就労日数　週間　　日
		平日　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
		土曜　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
		日祝　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　　時間　　分（うち休憩時間　　分）
		就労日数　☐ 月間　☐ 週間　　日
		主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　　年　　月　／　日／月　　時間／月 年月　　年　　月　／　日／月　　時間／月 年月　　年　　月　／　日／月　　時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中 期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み 期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　　） 期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
11	復職（予定）年月日	☐ 復職予定　☐ 復職済み　　年　　月　　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有(予定)　☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有　☐ 有(予定)　☐ 無　☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可　☐ 可(予定)　☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可　☐ 可(予定)　☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 / 生年月日 / 施設名 / ☐ 利用中　☐ 申込中(第一希望) 児童名 / 生年月日 / 施設名 / ☐ 利用中　☐ 申込中(第一希望) 児童名 / 生年月日 / 施設名 / ☐ 利用中　☐ 申込中(第一希望)

就労証明書

白岡市長　　宛

事業者様へお願い
記載要領をご確認の上、ご記入をお願いいたします。

記入例

証明日	西暦	2026	年	10	月	10	日
事業所名	株式会社〇〇〇〇						
代表者名	東京　太郎						
所在地	東京都新宿区〇□△						
電話番号	03	—	9876	—	〇〇〇〇		
担当者名	××　××						
記載者連絡先	03	—	9876	—	〇〇〇〇		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☑ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サービス事業　☐ 公務　☐ その他（　　）
2	フリガナ	シラオカ　タロウ
	本人氏名	白岡　太郎　　生年月日　1989 年 1 月 2 日
3	雇用(予定)期間等	☑ 無期　☐ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　2014 年 4 月 1 日 ～　　年　　月　　日
4	本人就労先事業所	名称：株式会社〇〇〇〇　〇〇支店 住所：埼玉県〇〇市〇〇　△丁目△番地
5	雇用の形態	☑ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 ☑ 火 ☑ 水 ☑ 木 ☑ 金 ☑ 土 ☐ 日 ☐ 祝日 ☐　合計時間　月間 180 時間 0 分（うち休憩時間 1200 分） 一月当たりの就労日数　月間 20 日　一週当たりの就労日数　週間 5 日 平日 9 時 0 分 ～ 18 時 0 分（うち休憩時間 60.00 分） 土曜　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分） 日祝　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　　時間 就労日数　☐ 月間　☐ 週間　　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分） 変則労働の場合には、直近のシフト表を必ず添付してください
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2026 年 9 月：19 日／月　171.00 時間／月 年月 2026 年 8 月：21 日／月　200.50 時間／月 年月 2026 年 7 月：22 日／月　198.00 時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中 期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み 期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　　） 期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定　☐ 復職済み　　年　　月　　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有(予定)　☑ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有　☐ 有(予定)　☐ 無　☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可　☐ 可(予定)　☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可　☐ 可(予定)　☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名：白岡　梨子　生年月日：2024 年 5 月 10 日　施設名：〇〇保育園　☐ 利用中　☑ 申込中(第一希望) 児童名：白岡　梨治郎　生年月日：2021 年 3 月 4 日　施設名：〇〇保育園　☑ 利用中　☐ 申込中(第一希望) 児童名：　生年月日：　年　月　日　施設名：　☐ 利用中　☐ 申込中(第一希望)

就労証明書

白岡市長　　宛

証明日	西暦		年		月		日				
事業所名											
代表者名											
所在地											
電話番号			—			—					
担当者名											
記載者連絡先			—			—					

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☐ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サービス事業　☐ 公務　☐ その他（　　）
2	フリガナ	生年月日　年　月　日
	本人氏名	
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期　☐ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　年　月　日　～　年　月　日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	☐ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 ☐　火 ☐　水 ☐　木 ☐　金 ☐　土 ☐　日 ☐　祝日 ☐　合計時間　月間　時間　分（うち休憩時間　分） 一月当たりの就労日数　月間　日　一週当たりの就労日数　週間　日 平日　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分） 土曜　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分） 日祝　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分）
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　時間　分（うち休憩時間　分） 就労日数　☐ 月間　☐ 週間　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　年　月　／　日／月　時間／月 年月　年　月　／　日／月　時間／月 年月　年　月　／　日／月　時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中 期間　年　月　日　～　年　月　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み 期間　年　月　日　～　年　月　日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　　） 期間　年　月　日　～　年　月　日
11	復職（予定）年月日	☐ 復職予定　☐ 復職済み　年　月　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　期間　年　月　日　～　年　月　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無　☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可　☐ 可（予定）　☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可　☐ 可（予定）　☐ 否
17	単身赴任期間（予定含む）	年　月　日　～　年　月　日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名　生年月日　年　月　日　施設名　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望） 児童名　生年月日　年　月　日　施設名　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望） 児童名　生年月日　年　月　日　施設名　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）

就労証明書

白岡市長　　宛

事業者様へお願い
記載要領をご確認の上、ご記入をお願いいたします。

記入例

証明日	西暦	2026	年	10	月	10 日
事業所名	株式会社□□○○					
代表者名	埼玉　次郎					
所在地	埼玉県さいたま市○□△					
電話番号	048	—	1234	—	○○○○	
担当者名	××　××					
記載者連絡先	048	—	1234	—	○○○○	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☑ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☐ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サービス事業　☐ 公務　☐ その他（　　）
2	フリガナ	シラオカ　ナシエ
	本人氏名	白岡　梨枝　　生年月日 1992 年 2 月 3 日
3	雇用(予定)期間等	☑ 無期　☐ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ） 2015 年 4 月 1 日 ～　年　月　日
4	本人就労先事業所	名称：株式会社□□○○　○○支店 住所：埼玉県○○市○○　△丁目△番地
5	雇用の形態	☑ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 ☑　火 ☑　水 ☑　木 ☑　金 ☑　土 ☐　日 ☐　祝日 ☐　合計時間 月間 160 時間 0 分（うち休憩時間 1200 分） 一月当たりの就労日数　月間 20 日　一週当たりの就労日数　週間 5 日 平日 9 時 0 分 ～ 17 時 0 分（うち休憩時間 60.00 分） 土曜　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分） 日祝　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　時間 就労日数　☐ 月間　☐ 週間　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分） 変則労働の場合には、直近のシフト表を必ず添付してください
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2026 年 6 月：19 日／月　152.00 時間／月 年月 2026 年 7 月：19 日／月　152.00 時間／月 年月 2026 年 8 月：14 日／月　112.00 時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中 期間　年　月　日 ～　年　月　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☑ 取得中　☐ 取得済み 期間 2024 年 7 月 6 日 ～ 2026 年 5 月 9 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　　） 期間　年　月　日 ～　年　月　日
11	復職（予定）年月日	☑ 復職予定　☐ 復職済み　2026 年 5 月 10 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☑ 取得予定　☐ 取得中　期間 2026 年 4 月 1 日 ～ 2027 年 3 月 31 日 主な就労時間帯・シフト時間帯　時 0 分 ～ 16 時 0 分（うち休憩時間 60 分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☑ 無
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無　☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可　☐ 可（予定）　☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可　☐ 可（予定）　☐ 否
17	単身赴任期間（予定含む）	年　月　日 ～　年　月　日
18	備考欄	例）12月の勤務実績については子供が病気になったため勤務日数・時間が少なくなっています。
19	保護者記載欄	児童名：白岡　梨子　生年月日：2024 年 5 月 10 日　施設名：○○保育園　☐ 利用中　☑ 申込中（第一希望） 児童名：白岡　梨治郎　生年月日：2021 年 3 月 4 日　施設名：○○保育園　☑ 利用中　☐ 申込中（第一希望） 児童名：　生年月日：　年　月　日　施設名：　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）

児童の健康状態に関する確認書･意向確認書

児童名	

1 児童の健康状態について

健診の受診　　□無　□有（4 か月児健診、10 か月児健診、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診）
健診時の指摘事項、その他発達上の心配事や定期的な通院等 □無　□有 （内容　　）
障害者手帳・療育手帳・精神障碍者保健福祉手帳の交付 □無　□有（　　手帳　　級）
市の保健センター保健師等への相談 □無　□有（内容：　　）
アレルギー等　□無　□有（内容：　　）
食事制限　　□無　□有（内容：　　）

2 意向確認（該当する項目をチェック、記入してください。）

⑴ 現在の児童の保育状況

□ 認可（認可外）保育施設、幼稚園等を利用中
（保育所等名・利用開始日：　　）
□ 親族等に預けている（氏名　　／続柄　　）
□ 勤務しながら（自宅・自宅外の職場）保育している
□ 自ら保育
□ 育児休業中（期間：　　年　月　日～　　年　月　日）

※育児休業期間が終了する前に入所を希望される場合は、育児休業を切り上げしていただく必要があります。ただし、ならし保育として育児休業終了期間の１か月前からの入所は認められます。
（育児休業の切り上げについて　　承諾します　　承諾しません　）

⑵ 入所保留となった場合

□ **引き続き入所を希望する**→入所を待つ場合、児童の保育はどうしますか。
　□ 認可外保育施設、職場保育室等へ預ける（施設名　　）
　□ 親族等に預ける（氏名　　／続柄　　）
　□ 勤務開始を遅らせる（育児休業期間の延長を含む）
　□ 勤務しながら（自宅・自宅外の職場）保育する
　□ その他（　　）
□ **申請を取り下げる**　※こども保育課窓口で届出書のご記入をお願いします。

⑶ 兄弟姉妹で同時申込の場合について**【該当者のみ】**◎/

□ 同じ保育所に全員同時でなければ入所しない▼1/
□ 別々の保育所でも全員同時に入所したい
　▶□ 申込児童の各々が希望順位の高い園を利用することを優先する▼2/
　▶□ 下位の希望園でも兄弟姉妹が同じ園になることを優先する▼3/

兄弟姉妹いずれかが保留になった場合全員保留となります

□ 別々の保育所でも順次入所したい▼4/
　▶入所できない児童の保育はどうしますか。（　　）
□ その他（　　）

⑷ 兄弟姉妹が保育所に入所している場合**【該当者のみ】**

□ 兄弟姉妹が入所している保育所以外は希望しない
□ やむを得ない場合は、別の保育所でも良い

児童の健康状態に関する確認書･意向確認書

児童名	白岡　梨子

1　児童の健康状態について

健診の受診　　☐無　☑有（4 か月児健診、10 か月児健診、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診）
健診時の指摘事項、その他発達上の心配事や定期的な通院等 ☑無　☐有 （内容　　）
障害者手帳・療育手帳・精神障碍者保健福祉手帳の交付 ☑無　☐有（　　手帳　　級）
市の保健センター保健師等への相談 ☑無　☐有（内容：　　）
アレルギー等　☐無　☑有（内容：たまご　　）
食事制限　　☑無　☐有（内容：　　）

2　意向確認（該当する項目をチェック、記入してください。）

⑴　現在の児童の保育状況

☐　認可（認可外）保育施設、幼稚園等を利用中
（保育所等名・利用開始日：　　）
☐　親族等に預けている（氏名　　／続柄　　）
☐　勤務しながら（自宅・自宅外の職場）保育している
☐　自ら保育
☑　育児休業中（期間：　　年　月　日～　　年　月　日）

※育児休業期間が終了する前に入所を希望される場合は、育児休業を切り上げしていただく必要があります。ただし、ならし保育として育児休業終了期間の１か月前からの入所は認められます。
（育児休業の切り上げについて　承諾します　承諾しません　）

⑵　入所保留となった場合

☑　**引き続き入所を希望する**→入所を待つ場合、児童の保育はどうしますか。
☐　認可外保育施設、職場保育室等へ預ける（施設名　　）
☐　親族等に預ける（氏名　　／続柄　　）
☑　勤務開始を遅らせる（育児休業期間の延長を含む）
☐　勤務しながら（自宅・自宅外の職場）保育する
☐　その他（　　）
☐　**申請を取り下げる**　※こども保育課窓口で届出書のご記入をお願いします。

⑶　兄弟姉妹で同時申込の場合について**【該当者のみ】**◎/

☐　同じ保育所に全員同時でなければ入所しない▼1/
☐　別々の保育所でも全員同時に入所したい
　↳☐　申込児童の各々が希望順位の高い園を利用することを優先する▼2/
　↳☐　下位の希望園でも兄弟姉妹が同じ園になることを優先する▼3/
☐　別々の保育所でも順次入所したい▼4/
　↳入所できない児童の保育はどうしますか。（　　）
☐　その他（　　）

兄弟姉妹いずれかが保留になった場合全員保留となります

⑷　兄弟姉妹が保育所に入所している場合**【該当者のみ】**

☐　兄弟姉妹が入所している保育所以外は希望しない
☐　やむを得ない場合は、別の保育所でも良い

保育所等利用申込に係る重要事項同意書

以下の確認項目の内容を確認し確認欄にチェックを入れ、保護者氏名欄に署名してください。この書類は、申込時にご提出ください。

1　利用申込について

確認項目	確認欄
「令和９年度版保育所入所のご案内」を読み、内容について了承しました。	□
申込時に不足書類があると受付できません。申込前に、「７ 申込時に必要なもの（１０、１１ページ)」をよく確認してください。	□
申込後に家庭状況に変更（退職、離婚等）があった場合、利用調整指数の見直しが必要となる場合がありますので、こども保育課までご連絡ください。	□
事実と異なる虚偽の記載があった場合、内定の取消し、保育の実施解除（退所）となります。	□
入所できなかった場合の通知（入所保留通知書）は、入所を希望する最初の月のみ送付します。	□
同じ月に２か所以上の保育施設に在籍することはできません。	□
基準指数、調整指数は、いずれも各入所月の締切日を基準とし、その状態が入所後も継続しているものとして適用します。申込後に就労していた勤務先を退職した等、保護者の状況が変わる場合、内定取消または退所になることがあります。	□
希望保育施設の受入月齢をご確認ください。利用希望月初日に受入月齢を満たしていない希望保育施設は、入所選考の対象外になります。	□
募集がない保育施設に申込みはできますが、急な空きがない限り募集がない保育施設は入所選考の対象外となります。また、希望した保育施設のみ入所選考の対象となります。	□
保育施設に内定したときは、入所月の前月末までに入所予定施設と面接を受けてください。面接が受けられない場合や、面接の結果により集団保育ができないと判断された場合は、内定が取消しになることがあります。	□
認可保育施設の入所は毎月１日です。月途中での入所はできません。	□

2　申込時に必要な書類

確認項目	確認欄
提出された書類は返却できません。	□
申込書類の未着について、市は一切責任を負いません。	□
選考は、申込締切日までに到着している書類のみで行われます。締切日を過ぎて到着した書類は、次回の選考から反映されます。	□
申込みされたお子様の弟・妹を妊娠された場合は、新しくお生まれになるお子様の親子健康手帳（母子健康手帳）のコピー（表紙・分娩予定日の分かるページ）を提出してください。	□
各証明書類は、申込日から３か月以内の証明日が明記されているものが有効です。	□

3　教育・保育認定給付

確認項目	確認欄
認定及び保育の利用基準に該当しない場合、希望する認定が受けられない場合があります。	□
教育・保育給付認定は保育の必要性の有無を判定するもので、認可保育施設への入所をお約束するものではありません。認定されても、入所希望者が多数の場合は選考の結果、希望する施設に入所できない場合があります。	□
認定後、施設を利用する必要がなくなった場合や、認定内容（家庭状況、勤務状況等）に変更がある場合は市に届け出てください。	□

4　保育料

確認項目	確認欄
保育階層は、令和８年度及び令和９年度の住民税課税額で決定します。住民税課税額が確認できない場合は、最高額で決定されます。住民税の申告がお済みでない方は、すみやかに申告を行ってください。	□
保育料の滞納がある場合、保育施設を通じて督促状や催告書を配付する場合があります。また、滞納があると入所選考の際、不利になる場合があります。	□

5　個人情報

確認項目	確認欄
適正な保育を実施するため、保育施設からの求めに応じ、現在の勤務先などの個人情報を提供することがあります。	□
教育・保育給付認定や保育料算定等を目的として、課税状況等を白岡市が保有する情報で確認します。また、その決定内容について白岡市福祉事務所から当該保育施設に通知します。	□

6　その他の事項

確認項目	確認欄
白岡てらつか保育園、フレンドキッズランド白岡園については、令和９年４月開所予定ですが、社会情勢の変化等の影響により開所時期が遅れる可能性があることを理解のうえ、申込みます。	□
これまでに「こども誰でも通園支援事業」を利用していたことがある方 保育所入所が決定した場合には、「こども誰でも通園支援事業」の利用申請を取下げます。	□

上記事項について確認、承諾したので、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等利用申込書について関係書類を添えて提出します。

令和　　年　　月　　日

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者 （保護者） 記入欄	申請者（保護者）名	
	住　　所	

家庭保育室等在園証明書

（宛先）白岡市長

所　在　地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施　設　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

電　　話 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の児童を保育していることを証明します。

施設記入欄	証明日	令和　　年　　月　　日		
	児童氏名	（生年月日　　年　　月　　日）		
	保育開始年月日	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで（契約終期が決まっている場合は記入）		
	施設種別	□家庭保育室　□事業所内保育施設　□ベビーホテル　□その他（　　）		
	保育料	月ぎめ	円	
	直近３ヶ月の利用状況	（　　）月分（　　）日利用	（　　）月分（　　）日利用	（　　）月分（　　）日利用
	曜日ごとの保育状況 ・曜日ごとにご記入ください。 ・実際に利用している時間をお書きください。在園時間が不規則である場合は平均値を記入してください。	保　育　時　間 月　＿＿時＿＿分から＿＿時＿＿分まで 火　＿＿時＿＿分から＿＿時＿＿分まで 水　＿＿時＿＿分から＿＿時＿＿分まで 木　＿＿時＿＿分から＿＿時＿＿分まで 金　＿＿時＿＿分から＿＿時＿＿分まで 土　＿＿時＿＿分から＿＿時＿＿分まで 日　＿＿時＿＿分から＿＿時＿＿分まで		

※この証明書は、保育施設等の利用調整等のために使用するものです。
※記載事項や利用状況について、直接施設に照会させていただく場合があります。
※次の場合のみ加算対象となります。
・認可外保育施設などに有料で週４日以上かつ１日４時間以上預託している場合。ただし、預託から６か月を経過していない場合は、加算対象となりません。
・就労など「保育認定」に該当する事由のため預託している場合。ただし、求職中は加算対象になりません。

求職活動誓約書

白岡市長　様

・現在求職活動中ですが、入所後２か月以内に「週４日以上かつ１日４時間以上」の就労を開始し、すみやかに就労証明書を提出します。

・求職活動を理由に入所した場合、２か月以内に「週４日以上かつ１日４時間以上」の就労を開始できない場合は、退所することに異議ありません。

上記の内容について確認し、遵守することを誓約します。

令和　　年　　月　　日

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児 童 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

（あて先）白　岡　市　長

【代理人】　　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（窓口に来る人）

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、上記の者を代理人として、以下の権限を委任いたします。

記

・児童手当（認定請求書・別居監護申立書・個人番号変更等申出書）

・（特別）児童扶養手当（　　）

・保育所（利用申込・申請内容変更・支給認定変更・支給認定証再交付）

・その他（　　）

【委任者】　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（本人）

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※ 日中連絡の取れる電話番号をご記入ください。

※　必ず委任者本人が自署してください。